

農政部会 議事録

日 時：平成28年11月18日（金）午前10時00分

場 所：合同庁舎 4階 大会議室

議 題

第1号議案 農業委員会の新制度への移行についての
検討 について

坂出市農業委員会

出席委員 13名

2番 木下 得代	22番 中村 一信
3番 寺嶋 秀行	23番 北山 定男
6番 松下 良夫(農政部会長)	26番 大原 眞路(農地部会長)
11番 細谷 秀樹	28番 東山 光徳
13番 平田 忠司	
18番 平田 正幸(会長)	
19番 大林 正利	
20番 大西 和男(農地部会長職務代理)	
21番 新谷 豊敏(会長職務代理)	

欠席委員 4名

1番 井上 雅史
14番 若谷 修治
29番 中村 康男(会長職務代理)
30番 藤本 俊彦

事務局出席者

事務局長	細川 英樹
事務局長補佐	藤井 良清
事務局次長	岡崎 伸一郎
書記	田路 幸子

【事務局長】

おはようございます。定刻がまいりましたのでただいまから11月の農政部会を開催致します。

現在17名中、13名の出席を頂いておりますので、この部会が成立していることを報告いたします。

なお、中村会長職務代理、井上委員、若谷委員、藤本委員より欠席する旨の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会部会会議規程第7条の規定によりまして、以後の議事進行を松下農政部会長にお願いしたいと思います。

松下部会長よろしく申し上げます。

『部会長』

ご一同におはようございます。委員の皆さんにおかれましてはお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは第1号議案、『農業委員会の新制度への移行についての検討』についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

【事務局長】

お手元の議案の、まず5ページをお開きください。委員報酬月額試算表という表題で表が3つ並んでおりますが、一番左が現行の体制の各職務の人数と報酬月額の合計です。昨年来農業委員会制度改革についてのご審議をいただきまして、真ん中の[18-19当初案]という表が今年の3月の検討委員会です承いただき、5月の農政部会において承認された新制度での報酬単価と人数の試算表です。

その時点では農業委員の人数は減るものの、農地利用最適化推進委員が新たに設置され総人数では現状よりも増えることから、予算の関係もあり報酬総額で現行の予算額を上回ることは難しいことから「若干の報酬単価引き下げはやむをえない」ものとの考えでご覧の報酬単価と各職の人数を決定したものです。

その後、農地等利用の最適化の推進を強力に進めるために新制度移行後に「農地利用最適化交付金」という補助金が創設されまして、その交付要件として議案の1ページに戻っていただきますと、この資料は今月の2日に市町農委会長・事務局長会議の中で示されたものですが、農地利用最適化交付金を交付するに当たって「農業委員・推進委員の基礎的な報酬に要する市町村財源が、旧制度と比較して減額とならないこと」という指示が出ました。

これから12月議会に向けて新たな農業委員と推進委員の定数条例を上程する予定にしておりますが、それと共に非常勤特別職の報酬条例についても改正していく予定で、その際にこういう問題が出てきました。これをクリアしないと交付金の交付に支障が出る恐れがあるため、もう一度5ページに戻っていただきたいのですが、試算表の右端のように修正してみました。定数については当初の案と変更ありません。推進委員の報酬単価を当初案の24,100円から修正案にありますとおり、24,500円に変更することにより、農地利用最適化交付金の交付要件に対応するために旧制度と比較して基礎報酬に要する市財源が減額とならない単価を考慮した結果の案となります。

現在12月議会に上程する条例案作成の最終段階ですが、急きょこのような指示が示されましたので、総務課の例規担当や平成29年度予算に影響いたしますので財政担当など市の関係部局と増額の交渉調整を行っているところです。

以前に了承いただきました単価案に比べ推進委員の単価を少し上げた修正案で再度ご承認をいただければと思っております。

農地利用最適化交付金の内容については2ページをご覧くださいなのですが、交付金は活動実績払いと成果実績払いに内容が分かれており、算定方法につきましては7ページをご覧ください。

議案に基づき説明

※報酬に関する条例（別表）を、基本報酬月額部分と活動実績に応じて支給する加算額部分に分けて記載する

※平成29年7月改選予定の県内他市状況報告

以上で説明を終わります。

『部会長』

事務局の説明が終わりましたが、1号議案について何かご意見・ご質問はございませんか。

『東山委員』

ひとつだけ、一辺にたくさんの説明があったので分かりにくい点もあるが・・・国の交付金というのは坂出では月に20万円くらいになるのか。7ページの計算とはまた異なるのか。

【事務局長】

現状では農業委員会補助金という形で年間約3百万円ほどの交付があります。これは農業委員会を設置することに伴う補助金で、農地面積等の基準に基づき交付されております。

今回説明させていただいたのは新設の交付金で、農業委員以外に推進委員も設置して、農地利用の最適化の推進活動を活発に進めていくための人件費に充当するために交付されます。

新体制になった場合に委員18人と推進委員19人の計37人体制とすると、最低6千円×37人で月に約22万円の交付が受けられる見込みですが、その要件として新交付金は基礎報酬部分には充当することは出来ず、従来から実施している事業としては遊休農地調査やその解消に要した調査活動手当や、農地利用集積にかかる活動実績の手当として充当することが求められております。

そのために今回報酬条例の中にも基礎報酬月額と加算額を別けて支給の根拠を記載する必要が出てまいりました。

『東山委員』

そしたら現行の3百万プラス新設の2百万余りを国からくれるということか。そうすると人数は増えるけど市の持ち出しは増えるのか減るのか。

【事務局長】

人数規模が大きくなればトータルとしていろいろな費用が増額にはなりますが、人件費に関しては市の持ち出しを減らしてはいけないという指針が出されましたので、減額にはなりません。

『部会長』

他にご意見・ご質問はございませんか。

『部会長』

ご意見もないようですが、いろんな条件等が付いてございます。今1号議案でお諮りしました委員の報酬についての一部改正、プラス月額4百円これはご了解いただけますか。

《異議なしの声あり》

『部会長』

二番目の適切な活動あるいは成果実績に基づく活動報酬についてもご理解いただけましたでしょうか。この案についてもご了承いただきたいと思います。特に異議がないと認めまして第1号議案『農業委員会の新制度への移行についての検討』について、原案どおり承認するものいたします。よろしゅうございますか。

《異議なしの声あり》

『部会長』

以上で今回の審議議案は終わりましたが他案件として、事務局の方でなにかありますか。

【事務局長】

- ① 農業委員等研修会(11月14日開催・綾歌アイレックス)に欠席者に資料配布
- ② 全国農業新聞のカレンダー、農業委員手帳の配布

以上です。

『部会長』

事務局の報告がございました。以上をもちまして11月の農政部会を閉会いたしたいと思います。ご審議をいただきありがとうございました。

10:35